

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第141号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年7月28日（土） 07時40分ごろ
発生場所	広島県廿日市市巖島港 廿日市市所在の亀石灯標から真方位080° 1.1海里付近 （概位 北緯34° 17.8′ 東経132° 19.0′）
事故等調査の経過	平成24年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 紗弥丸、8.34トン
船舶番号、船舶所有者等	270-46589広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	舵板に曲損、プロペラ翼に欠損、プロペラ軸受に損傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、廿日市市所在の巖島神社鳥居を近くから同乗者に見てもらおうとし、巖島港内を南東進した。 船長は、本船の喫水を把握しておらず、また、潮汐を調べていなかったが、魚群探知機で水深を見ながら航行すれば安全であると思って航行中、平成24年7月28日07時40分ごろ巖島神社鳥居付近の浅所に乗り揚げた。 船長及び同乗者は、低潮時を待って歩いて上陸した。 本船は、高潮時を待って巡視艇にえい航されて広島県広島港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約1.6m
その他の事項	巖島神社鳥居周辺は、干出浜（砂）であった。 船長は、本事故後に本船の喫水を測定し、船首約0.33m、船尾約1.33mであることを知った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、巖島港内を南東進中、船長が、本船の喫水を把握しておらず、また、潮汐を調べていなかったものの、魚群探知機で水深を見ながら航行すれば安全であると思って航行したことから、巖島神社鳥居

	付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、厳島港内を南東進中、船長が魚群探知機で水深を見ながら航行すれば安全であると思って航行したため、厳島神社鳥居付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 出航前、喫水や潮汐は正確に把握しておくこと。・ 干出地帯には近寄らないこと。